

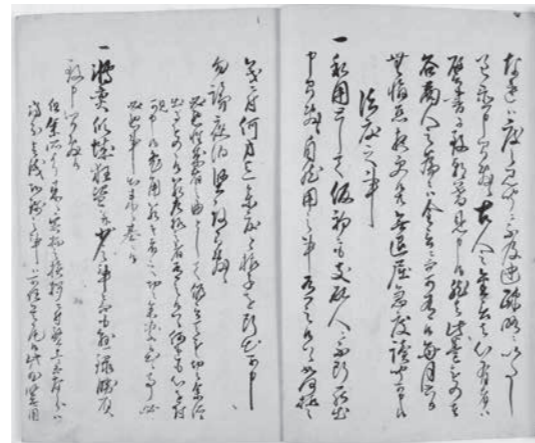
## 日本遺産の構成資産に 2件の文化財が 追加認定されました

7月16日付で本市の日本遺産ストーリーの構成資産に、次の2件の文化財が追加認定されました。これで日本遺産の構成資産は46件(史跡4、古文書5、建造物30、有形民俗文化財2、無形民俗文化財5)となりました。

### ▶追加認定された日本遺産の構成資産

- 橋本家文書(郷土博物館蔵)  
行田有数の足袋商店であった橋本喜助商店の足袋に関わる江戸時代後期～昭和戦前期の文書群。
- 小林家住宅(天満)  
昭和16年(1941)建設と伝えられる足袋原料問屋の隠居住宅。和風建築と洋風建築が複合された珍しい建築となっています。

▶問い合わせ 文化財保護課文化財保護担当 ☎553-3581



橋本家文書(店之条目)



小林家住宅

## リサイクル推奨店をご利用ください

市では、ペットボトルや食品トレーなどを店頭回収している市内の大型スーパーを「行田市リサイクル推奨店」として認定、応援しています。各認定店舗のルールを守り、買い物の際などにご活用ください。また、新たに認定を希望される店舗は環境課までお問い合わせください。

### ▶回収品目一覧(○印が回収品目)

店舗名(所在地)	ペットボトル ・トレー(白色) ・アルミ缶 ・牛乳パック	トレー (白色以外)	ビン	スチール缶	ダンボール ・新聞 ・雑誌 ・雑がみ	レジ袋
生鮮市場TOP行田店(門井町1-35-5)	○	○		○		
ベイスシア行田店(持田1080)	○			○		
ベルク行田城西店(城西4-4-1)	○	○	○	○	○	○
ベルク行田長野店(長野1-49-1)	○	○	○	○	○	○
ベルク行田南店(緑町2-33)	○	○	○	○	○	○
マミーマート行田谷郷店(谷郷2-13-24)	○	○	○	○		
ヤオコー行田門井店(門井町2-12-17)	○					○
ヤオコー行田藤原店(藤原町2-1-6)	○	○		○		

▶注 意 家庭ごみなどは回収していません。ペットボトルや食品トレーなどは軽くすすぎ、汚れを落としてから回収ボックスに入れてください。品目ごとに回収ボックスが分かれていますので、分別にご協力ください。中身が入ったままでは投入できません。

▶問い合わせ 同課 ☎556-9530



## 各種統計調査にご協力ください

### 令和3年社会生活基本調査

総務省では、10月20日を基準日として社会生活基本調査を実施します。

この調査では、国民の生活時間の使い方やさまざまな活動状況を調べ、社会や暮らしのための基礎資料として活用します。調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて調査員が伺い、調査票をお配りしますので、回答をお願いします。パソコンやスマートフォンを使って簡単にインターネットで回答することが可能です。

### 労働力調査

総務省では、就業・不就業の状態を明らかにするため、毎月労働力調査を実施しています。調査の対象となった世帯に統計調査員が伺いますので、ご協力ください。

▶問い合わせ 広報広聴課(内線319・322)

## 国民健康保険・後期高齢者 医療制度からのお願い 交通事故にあったら届け出を

交通事故や傷害事件など第三者(加害者)の行為が原因で負傷したり、病気になったりすることは、第三者の行為による傷病とされています。このような場合も、国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険証を使用して治療を受けることができます。また、被害者に過失がない限り、原則として加害者が医療費を負担することになります。

そのため、保険証を使用して治療を受ける場合は、保険年金課へ届け出をしてください。届け出がない場合、市から加害者へ治療費を請求できず、保険制度から医療費が支払われたままになってしまいます。

ただし、自己の故意の犯罪行為(飲酒運転による事故など)によるものなどでは、国民健康保険、後期高齢者医療制度から医療費を給付できない場合があります。

### ▶届け出に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- 印鑑
- 交通事故証明書

▶問い合わせ 同課(内線271・227)

## 北河原小学校と須加小学校 の複式学級を解消します

令和4年4月から、北河原小学校は南河原小学校に編入します。

また、同じく令和4年4月から、須加小学校と荒木小学校を統合し、新たに「行田市立見沼小学校」として開校します。

▶問い合わせ 教育総務課(内線5307)

## 水道料金・下水道使用料が スマートフォン決済アプリで お支払いできます

10月1日から水道料金・下水道使用料がスマートフォン決済アプリ「PayB」でお支払いいただけます。日本全国、休日・夜間、時間を問わずにお支払いできますので、ぜひご利用ください。

なお、利用にはPayBアプリのダウンロードが必要です。

▶PayBとは 税金、公共料金などの振込票のバーコードをスマートフォンのバーコードスキャン機能で読み取り、登録した金融機関口座から即座に納付できる多機能決済アプリです。

### ▶PayBでお支払いできない納入通知書

- ・納期限を過ぎたもの
  - ・バーコードのないものや、傷、汚れなどでバーコードを読み取れないもの
  - ・1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
  - ・金額を訂正したものや、金額を書き加えたもの
- ※これらの場合は、水道課や金融機関などでお支払いください。

▶注意事項 PayBをご利用の場合、領収書は発行されません。領収書が必要な方は水道課や金融機関、コンビニエンスストアでお支払いください。

▶問い合わせ 同課業務担当 ☎553-0131

